

平成30年度三原市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

単身世帯の増加や少子高齢化，雇用形態の変化など社会の構造的な変化は，これまでセーフティネットの役割を果たしてきた家族や地域，社会システムにも大きな影響を与えています。高齢者だけでなく，誰もが社会的孤立に陥りうる社会となってきています。

こうした社会構造のもとで，コミュニティーの運営や担い手の確保等が課題となるなど，地域での互助を困難にしており，孤立やひきこもり・虐待等の問題も起こっています。

国の制度も地域包括ケアの推進などを柱とした，社会保障制度の本格的な改革が進められており，全社協「社協・生活支援活動強化方針」では，「あらゆる生活課題への対応」および地域のつながりの再構築に基づく，住民の福祉活動基盤の強化と，あらゆる相談を受け止める総合相談支援体制の構築の必要性が上げられています。

本年度は，第3次地域福祉活動計画『誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して』の見直し（5年目）あたり，介護保険制度の改正により，自立支援への取り組みを強化する等，地域の実情や福祉ニーズを把握し，住民活動の育成や，住民活動を支援する地域包括ケア体制の構築について実効的に推進していく必要があります。そのために，地域支援事業（生活支援体制整備事業）の取り組みを促進し，小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援）の一層の充実・支援を図ります。

また，安心した生活に向け適切な相談支援ができるよう，社協各部門（地域福祉・高齢者相談センター・障害者生活支援センター・自立相談支援センター・福祉サービス利用援助事業・法人後見事業・生活福祉資金貸付事業・介護保険事業）による，ニーズの共有から解決・自立支援について局内の連携や，関係機関とのネットワークの充実を図り，支援の必要な人への相談支援機能の充実に努めます。

介護保険事業・障害者支援事業については，介護報酬単価の変更や介護保険事業利用者の減少等により，引き続き減収となることが予測されますが，各種法令を遵守し，個々の尊厳を基本にした，良質できめ細やかなサービスの提供に努めます。また，高齢者や障がいのある方等が安心して在宅で生活が継続できるよう利用者やその家族，地域住民との信頼関係を構築していきます。法人運営においては，社会福祉法の改正にともない，組織運営体制の強化や財務状況の透明性を確保し，適切な法人運営に努めてまいります。また，一層効率的な法人運営がもたらされ，経営面での収支が重要になることから，事業の課題整理と合理化を推進し，より安定的な事業の経営を目指します。

【重点目標】

1. 生活圏域・小地域を基盤とした福祉活動推進組織（支え合いの地域づくり）の育成，支援と民生委員・専門機関と連携体制の構築
2. 障害者福祉の推進
3. 制度の狭間や複雑な課題を抱えている生活困窮や権利擁護ニーズに対し，他機関と連携しながら，問題解決と世帯の自立に向けて継続的な支援が図れるよう相談支援の充実を図る
4. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営
5. 地域福祉活動計画の策定（平成31年度から平成35年度の5ヶ年計画）
6. より適正な法人運営と経営機能の強化

【法人運営・各課の事業運営方針】

地域福祉課

(事業運営方針)

第3次三原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の見直し(5年目)として、制度動向・事業進捗状況を踏まえ、第4次地域福祉活動計画(平成31年度からの5ヶ年計画)を策定します。特に、介護保険等制度改正において、地域づくりの重要性がいわれており、地域福祉の理解や小地域福祉活動の育成支援をより一層推進していきます。継続して、サロン活動・見守り活動・常設サロンなど住民参加の活動を育成していくことで、介護予防も併せた地域での「つながり」「居場所」、身近な地域で支え合う生活支援の仕組みづくりに取り組みます。

専門職と連携し包括支援の仕組みづくりを進めていくことで、小地域や生活圏域(小学校・中学校区)までの住民活動の取り組み支援や、相談の出口づくりを進めていきます。

具体的には、地域福祉課職員の「地域担当」による地域支援体制の充実により、担当圏域でのネットワークづくりをより推進し、あわせて民生委員活動や地域包括支援センター等専門職と連携することで、地域アセスメントによる地域課題の共有から解決までの包括ケアの構築や、社会福祉法人や民間事業者など多様な機関と協働した生活支援の資源開発を進めていきます。

(主な事業内容)

○小地域の住民福祉活動基盤の強化

・自治会域でのサロン、見守り、生活支援と住民の話し合いの場(見守り会議等)への専門職の参加(アウトリーチ)と協働

・交流・仲間づくり機能と、漏れの無い課題の早期発見・早期対応できる基盤づくり

○介護予防・地域のつながりづくりの取組として、サロン活動・常設サロン活動等(介護予防・社会参加)拠点づくりの育成・支援を図ります。

○地域福祉について理解と住民主体の活動を支える人材の育成を図ります。

○包括支援(総合相談支援機能)の体制づくりを社協局内の連携や、関係機関とのネットワークの充実により図ります。

(1) 地域包括支援センター(高齢者相談センター)

(事業運営方針)

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活が継続できるよう、高齢者の状況の把握や各種情報提供、必要な支援等を行っていきます。また、安心して生活できる地域づくりに向け、関係機関とのネットワーク構築の促進や地域ケア会議等を開催し、抽出された地域課題の解決に向けた方策等の協議や取り組みを実施していきます。

平成30年度は、地域共生社会の推進に向け、多様な相談に対応できるよう総合相談支援機能の充実や多職種連携の推進、認知症サポーター養成講座等の認知症の理解に関する啓発活動の推進、介護予防に対する意識向上に向け啓発活動や取り組みが推進できるよう取り組んでいきます。

(主な事業内容)

○総合相談支援業務

○権利擁護業務

○包括的・継続的ケアマネジメント業務

○地域ケア会議の実施

○介護予防ケアマネジメント業務

(2) 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業

(事業運営方針)

ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会や、市民活動・NPO団体等情報共有を目的にした場づくりを進めていくことで、ボランティア・市民活動サポートセンター機能の充実を図ります。ボランティア活動の推進については、活動団体との連携、ニーズ把握やコーディネートによる住民参加や活動の育成を図ります。災害ボランティアセンターの運営について、引き続き災害ボランティアの育成・登録及び社協組織内の研修を実施し機能強化を図ります。

(主な事業内容)

- 啓発や連携・協働のきっかけづくりを目的に、団体の情報共有の場づくりを進めます。
- 養成やフォローアップ講座を開催し、被災者生活サポートボランティア活動を推進します。
- ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会を開催し、当センターの事業充実と市民活動・住民活動との連携強化に努めます。

福祉支援課

(事業運営方針)

生活困窮者も含め、誰もが安心して自分らしく生活を送れるように、地域の身近な相談窓口として、様々な課題の解決に向けた支援を行います。

高齢や障害を持っていることなどで適切な判断が難しくなってきた方等の権利及び利益の保護に努めるため、福祉サービス利用援助事業や法人後見事業の推進をより一層の周知に向けて取り組んでいきます。経済的な問題などで課題を抱えた方には、その相談を包括的に受け止め、必要があれば生活福祉資金貸付事業や緊急食料等支援事業、自立相談支援事業等の制度を活用し、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に努めます。また、課題の早期発見や早期対応、その後の支援に努めるため、行政や関係機関、専門職等との連携づくりを進めていきます。

(主な事業内容)

○福祉サービス利用援助事業【かけはし】

高齢や障害等の理由で介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい人に対して、福祉サービスの利用を支援すると共に日常の金銭管理や貴重品の預かりをすることで利用者が自立して地域で生活できるよう支援します。

○法人後見事業

認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対して、当会が成年後見人、保佐人、補助人若しくは任意後見人となることにより、安心して日常生活を送ることができるよう保護又は支援します。

○生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障害者、失業者等の世帯において、生活福祉資金の貸付を行うことで今後自立が見込まれる世帯に対し、必要な貸付を行い、生活の自立を図ります。

○生活困窮者自立支援事業【自立相談支援センターみはら】

生活困窮世帯等より幅広く相談を受け、内容に応じて関係機関との連携や様々な制度の利用を通して、継続的に関わりながら、自立に向けて支援をします。

○緊急食料等支援事業（フードバンク）

緊急一時的に食料の確保が難しくなった世帯において、一時的な食料支援等を行うこと

で生活を支えると共に、今後の生活改善に向けての支援に繋がります。

障害福祉課

(事業運営方針)

平成30年4月の障害者総合支援法の改正では、(1)障害者の望む地域生活の支援・(2)障害児支援のニーズ多様化へのきめ細やかな対応・(3)サービスの質の確保・向上にむけた環境整備とされており、改正のポイントは「暮らし」「就労」に対する見直しとなっています。障がいのある人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な課題を支援において、医療・介護・福祉・教育・専門機関が考え、支援センターにおいて共有し、障害児の方が地域で安心した生活ができるための支援や、必要な社会資源について協議を重ねていきます。三原市地域自立支援協議会事務局としては、各専門部会の運営について、課題に添った協議ができるよう実施していきます。

一般・特定・障害児相談支援事業、地域活動支援センター事業の運営にあたっては、利用者が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、また、その環境に応じた、利用者の選択に基づいた相談支援を利用者の選択に基づき取り組んでいきます。あわせて、総合的かつ効率的に情報提供がされるように配慮します。

地域活動支援センターでは、個々の生活のニーズに応じた活動と、サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の生活が豊かになるよう支援をおこない、障害の特性にあった環境づくりをおこなっていきます。

(主な事業内容)

- 一般・特定・障害児相談支援事業・地域活動支援センター事業の運営にあたっては、利用者の選択に基づく総合的かつ効率的な情報提供をおこないます。
- 利用者の意思、保護者の意思及び人格を尊重したサービス等利用計画・個別支援計画作成をおこないます。
- 市と障害福祉サービス事業者等関係機関との連携を図り必要な資源の改善・開発に努めます。
- 介護保険移行ケースについては、介護支援専門員との事前調整と的確なつなぎをおこなっていきます。

介護事業課

(事業運営方針)

平成29年度より要支援者の訪問・通所のサービスが介護保険事業から、市町が実施する地域の実情に応じた三原市独自のサービスである、介護予防・日常生活支援総合事業へと移行されています。介護保険サービス・介護予防相当サービス・緩和した基準によるサービス等、自立支援に向け充実した適切な介護サービスの提供に努め、介護が必要となっても地域で安心して住み続けられるような支援を推進します。障がいのある方の、自立や社会参加の支援を介護サービスの推進や、利用者やその家族、地域住民との信頼関係を構築し、自信とやりがいを持って必要とされる事業所を目指します。障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時の情報共有化等、社協内各事業間での連携・情報提供体制の充実、多職種との連携の充実を図っていきます。

また、介護人材確保と定着に向け、質の高いサービスを提供できるよう人材育成に努め、みなさまから信頼されるよう努めてまいります。

(主な事業内容)

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 障害者自立支援事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- シルバーハウジング生活援助員派遣事業

法人運営・総務課

(事業運営方針)

法人運営については、引き続き社会福祉法等の改正に伴う福祉サービスの供給体制の整備及び充実に取り組んでいきます。

その内、事業運営の透明性の向上については、財務諸表と現況報告書等の公表を行う一方で、ホームページや広報誌等活用した本会から一層の情報発信にも努めます。財務規律の強化については、適正かつ公正な財務管理を行い、社会福祉充実財産を明確にした上で、社会福祉充実計画に基づき既存事業（職員処遇改善・介護保険システムの導入等）の充実を図ります。

また、自主財源の増強と確保のため、社協会員制度や共同募金への協力を強化していきます。

人材育成については、社協として期待される役割やそれぞれの立場で求められる職責を理解する研修と資質向上に努めていきます。

(主な事業内容)

- 現況報告書・財務諸表・役員報酬基準等の公表に関すること
- 収支状況と財政状態の適正な把握に関すること
- 職員スキルアップ研修に関すること
- 社協会員制度や共同募金への協力強化

【事業内容】

1. 地域福祉活動の推進に関すること

誰もが安心して暮らせるまちづくりの取り組みとして、地域住民、関係団体等が地域内の課題を共有し、それぞれの特性を活かした福祉活動を協議できる小地域福祉ネットワークづくりに取り組むとともに、具体的な地域福祉活動として、サロン活動・見守り活動・生活支援の実践を支援していきます。

また、介護保険制度改正に伴い、平成27年度より「生活支援体制整備事業」を市から受託し、生活支援コーディネーターの配置により、支援を必要とする方が地域において自立した日常生活を営むことができるように地域での支え合い体制の構築を推進します。

(1) 介護予防・地域のつながりづくりの取り組みの推進

- ① サロン事業の推進と活動への支援
 - ・ふれあい・いきいきサロン活動の育成・支援
 - ・地域子育て支援サロン活動の育成・支援
- ② 常設サロン「ひよりや」活動の育成・支援
 - ・常設サロンの運営支援と機能強化

- ・地域の拠点づくり（小地域お茶の間づくり事業）の推進
- (2) 小地域福祉ネットワークづくりの推進
 - ① 小地域福祉活動推進のための「地域あんしん会議」や「見守り連絡会議」の充実・拡充
 - ② 地域見守り活動の推進と活動への支援
 - ・地域見守り活動の拡充・支援
 - ・見守り活動研修会の開催
 - ③ 包括ケア体制へ向けての基盤の強化（住民自治組織・各種団体・組織との連携促進）
 - ・見守りネットワーク会議の支援と専門職との連携強化
 - ・サロン交流会の実施（概ね小学校区のエリア）
 - ④ 行政、高齢者相談センターや民生委員児童委員等関係機関との連携
 - ⑤ 「地区社協」「地域の福祉をすすめる会」との連携
- (3) 住民参加による福祉活動事業の推進
 - ① ご近所お互いさま活動「ほっとはひと」事業の充実
- (4) 小地域福祉活動を担う新たな人材養成・育成と地域支援
 - ① 地域福祉推進リーダー養成講座の開催
 - ・地域福祉講演会・住民座談会の開催
 - ・地域福祉のすすめ方講座の開催（小地域福祉活動の担い手の育成）
 - ・あんしんサポートリーダー・コーディネーターの育成（地域支え合い推進員）
 - ② 高齢者生活支え合いサポーター養成講座・フォローアップ講座の開催
 - ③ ご近所お互いさま活動「ほっとはひと」協力員研修の開催
 - ④ 認知症高齢者やすらぎ支援員の養成・育成
 - ⑤ 地域福祉活動者交流会の開催（久井）
- (5) 生活支援体制整備事業の推進
 - ① 生活支援コーディネーターの配置
 - ② 多様な生活支援サービス（住民活動・民間団体等担い手の養成・連携）の基盤整備
 - ③ 協議体の設置・運営（生活圏域・小地域を基盤とした福祉活動推進組織化）
 - ④ 生活支援体制整備事業の普及啓発・広報
 - ⑤ 住民活動や多様な社会資源との連携による、生活支援など社会資源の開発
- (6) 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進
 - ① 市民啓発推進事業
 - ア. みはら福祉大会の開催
 - イ. 「ボランティア交流会」の開催
 - ウ. 福祉展の開催
 - エ. 「みはらふくし情報」の定期発行
 - オ. 「ぼらせんだより」の定期発行
 - カ. つなごうねっとの普及啓発
 - ② 養成研修事業
 - ア. ボランティア入門講座
 - イ. ボランティアスキルアップ講座
 - ウ. 中学生・高校生ボランティア活動きっかけ講座
 - エ. 点訳ボランティア養成講座
 - オ. 手話奉仕員養成講座
 - カ. 手話奉仕員ステップアップ講座
 - キ. 朗読ボランティア養成講座
 - ク. 要約筆記奉仕員養成講座
 - ケ. 災害ボランティアの養成講座・フォローアップ講座
 - ③ 登録・調整・派遣事業
 - ア. ボランティア登録・派遣事業の調整
 - イ. 災害ボランティアの登録

- ウ. 手話通訳者配置事業の運営
- エ. 手話通訳者派遣事業の実施
- オ. 要約筆記奉仕員派遣事業の実施
- ④ ボランティアの組織化事業
 - ア. 三原市ボランティア連絡協議会活動の支援
 - イ. ボランティアの組織化と活動支援
- ⑤ 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業の推進
 - ア. ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催
 - イ. ボランティア活動を含む市民活動の推進
 - ウ. ボランティアグループと市民活動団体との連携・協働
 - エ. NPO交流会
 - オ. 市民活動等の情報発信
 - カ. ボランティア保険への加入促進
- ⑥ 被災者生活サポートボランティア活動の推進
 - ア. 三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議の開催
 - イ. 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議との連携
- (7) 福祉教育の推進と支援
 - ① 社会福祉推進校の福祉活動取り組みへの支援
 - ② 社会福祉施設「夏期体験学習」活動の推進
 - ③ 地域での福祉学習の推進と小地域福祉活動への参加促進
 - ④ 社会福祉士等養成専門学校等の実習生の受入
- (8) 児童福祉の推進
 - ① 児童交通安全対策の為に交通安全帽子の寄贈
 - ② 児童の健全育成の推進
- (9) 在宅福祉の推進
 - ① 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の推進
 - ② 男性一人暮らし高齢者・男性介護者料理教室の開催
 - ③ 福祉機器貸出事業の推進
- (10) 社会福祉調査・広報活動の推進
 - ① 社協機関紙「ええまちみはら」の発行
 - ② 社協ホームページの有効活用
 - ③ 広報モニター事業の推進
 - ④ 各地域センター版社協活動情報紙の効果的な活用
- (11) 共同募金運動に関する事
 - ① 戸別募金・地域歳末募金の増強と法人募金，大口募金，職域募金の開拓
 - ② 街頭募金，イベント募金等の募金活動の実施
 - ③ 募金配分金活用事業の広報の充実
- (12) 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関する事
 - ① 日本赤十字社員制度の普及と増強
 - ② 三原・本郷赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進

2. 障害者福祉の推進

障がいのある方やその家族の相談窓口として、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用援助や調整を行い、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図ります。

(1) 障害者生活支援センタードリームキャッチャーに関する事

- ① 相談支援事業
 - ア. 計画相談支援
 - ・ 障害福祉サービス等利用における計画作成に関する事
 - ・ 障害者の生活全般に関する事
 - ・ 障害者通所支援に関する事
 - ・ 障害福祉サービスのみでなく、社会資源の活用に関する事

イ. 障害児相談支援

- ・ 障害福祉サービス等利用における計画作成に関すること
- ・ 障害児通所支援に関すること
- ・ 障害児の生活全般に関すること
- ・ 障害福祉サービスのみでなく、社会資源の活用に関すること

ウ. 地域移行支援・地域定着支援

- ・ 障害者の地域生活への移行・定着に関すること
- ・ 障害者支援施設・医療機関との連携に関すること

エ. 委託を受けておこなう相談支援

- ・ 基本相談に関すること
- ・ 福祉制度の情報提供や社会資源の活用等生活全般に関すること
- ・ ピア・カウンセリング（当事者による相談）に関すること
- ・ 生活アシスタント事業に関すること（生活協力員の派遣）
- ・ 居住サポート事業に関すること（障害者の居住確保）
- ・ 虐待等専門的な相談支援
- ・ 巡回相談（本郷町・久井町・大和町）
- ・ 成年後見専門相談
- ・ 権利擁護・障害者差別解消法に関すること

オ. 事業の啓発

② ネットワーク推進事業

- ア. 三原市地域自立支援協議会の運営に関すること
- イ. 広域ケアネットワークに関すること
- ウ. 事業の啓発

③ 生活支援事業

- ア. 障害者自立生活教室
- イ. 家族支援講演会
- ウ. 地域活動支援センターとの協働

④ 地域活動支援センター事業

- ア. 当事者・家族活動の支援
- イ. 支援計画に沿った個別支援の充実
- ウ. サロン活動の支援
- エ. 教室・講座等の企画運営

(2) 障害者(児)福祉に関すること

- ① 三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援
- ② 障害者(児)の福祉を進める活動
- ③ 視覚障害者の福祉を進める活動
 - ・ 点字及び録音広報等発行事業
- ④ 聴覚・言語障害者の福祉を進める活動
 - ・ ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実

3. 相談支援・権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業の推進に関すること

生活困窮者を含め、一人ひとりが自分らしく生活するため、総合的に解決を図る相談活動・緊急的な食料等の支援、福祉サービスの利用援助・成年後見等の権利擁護事業を推進します。また、地域福祉課題を解決するために、民生委員の相談活動や行政等の相談窓口と連携強化を図ります。

また、高齢者相談センターにおいては、久井町・大和町・八幡町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として、機能の充実に努め、各関係機関・団体と連携を図り、高齢者の地域ケアのネットワーク事業や総合相談事業を推進します。

(1) 心配ごと相談事業に関すること

- ① 心配ごと相談所の定期開設
- ② 専門相談体制の充実と関係機関との連携

- ③相談員の研修内容の充実
- (2)生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）に関すること
 - ①自立相談支援事業
 - ア. 訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援
 - イ. ニーズに応じた支援プランの作成
 - ウ. 課題の評価・分析（アセスメント）
 - エ. 関係機関との連携体制の確保
 - オ. 就労に関する相談支援
 - ②住居確保給付金事業
- (3)生活福祉資金貸付事業に関すること
 - ①生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金），臨時特例つなぎ資金の相談・貸付・支援・指導（償還）
 - ②緊急つなぎ資金貸付事業
- (4)福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関すること
 - ①福祉サービスの利用援助，日常的な金銭管理，通帳，保険証等の預かりサービス
 - ②運営連絡会議の開催と関係機関の連携
 - ③生活支援員の育成・研修
 - ④事業の啓発と相談機能の強化
- (5)成年後見事業に関すること
 - ①相談・支援活動の充実
 - ②事業の啓発と周知
- (6)緊急食料等支援事業（フードバンク）に関すること
 - ①緊急一時的な食料等の提供
 - ②行政や関係機関との連携
- (7)高齢者相談センター「はーもにー」（三原市北部地域包括支援センター）に関すること
 - ①総合相談支援業務に関すること
 - ア. 高齢者に関する総合相談・支援体制の実施
 - イ. 実態把握による要援助者等への相談支援の実施
 - ウ. 地域住民に対する広報活動の実施
 - ②権利擁護業務に関すること
 - ア. 高齢者虐待の防止や早期発見に関する啓発活動，高齢者虐待への対応
 - イ. 成年後見制度に関する啓発活動，相談支援の実施
 - ウ. 消費者被害防止に関する啓発活動，相談支援の実施
 - エ. 支援困難事例への対応
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること
 - ア. 包括的・継続的なケア体制の構築に向け，関係機関等との連携・協働の推進
 - イ. 介護支援専門員に対する個別相談・支援の実施
 - ④介護予防ケアマネジメント業務に関すること
 - ア. 事業該当者，要支援認定者に対する自立支援に向けた支援計画の作成
 - ⑤地域包括ケアの実現に関すること
 - ア. 地域ケア会議の開催
 - ・個別事例の解決に向けた地域ケア会議の実施
 - ・多職種連携・協働の促進に向けた地域ケア会議の実施
 - ・社協の見守りサポート推進会議等との連携・協働の実施
 - イ. 生活支援コーディネーターとの連携
 - ・第1層，第2層生活支援コーディネーターとの連携・協働の推進
 - ⑥認知症対策の推進に関すること

- ア. 認知症に関する啓発活動，相談支援の実施
- イ. 認知症カフェの企画運営
- ⑦介護予防教室に関すること
 - ア. 地域住民に対して運動機能や認知機能等の低下の予防に資する健康教育の実施

4. 介護サービス事業に関すること

利用者本位・自立支援に向けた充実した介護サービスの提供を推進します。

「介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、住み続けたい」という願いをかなえるため、また障がいのある人に自立や社会参加を支援するため障害者の介護サービスを推進します。このため各事業所間で連携し・情報提供体制の充実を図り情報の共有化に努めます。

質の高いサービスを提供できるよう人材育成に努め、利用者やその家族から信頼されるよう適切な介護サービスを目指します。

事業運営については効果的・効率的な経営の維持に努めます。

今後介護保険制度・障害福祉制度の見直しに向けて情報をもとに研修を実施し、円滑な介護サービス事業が実施できるように取り組みます。

- (1) 居宅介護支援事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・ケアプラン（介護サービス計画）の作成
 - ・要介護認定の調査
 - ・住宅改修相談・計画
 - ・福祉用具相談事業
- (2) 訪問介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助・外出介助）
 - ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供
- (3) 通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・利用者の社会的孤立感の解消
 - ・心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減
 - ・レクリエーションや日常生活動作訓練，食事や入浴のサービスの提供
- (4) 訪問入浴介護事業の充実（梅林）
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
 - ・入浴前に血圧・体温・脈拍のチェックを行い，利用者の清潔・保持の確保
 - ・家族の介護負担の軽減
- (5) 障害者訪問介護・障害者通所介護の充実
 - ・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供
 - ・障害者の自立支援
 - ・重度訪問
 - ・同行援護（視覚障害者）
 - ・移動支援
- (6) 身体障害者訪問入浴サービス事業の充実
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
 - ・入浴前に血圧・体温・脈拍のチェックを行い，利用者の清潔・保持の確保
 - ・家族の介護負担の軽減
- (7) 介護予防サービスの充実
 - ・自立支援
 - ・要介護度が上がるのを防ぎ，生活機能を向上させるサービスの提供
- (8) 介護サービス事業所の効果的な経営
 - ・質の高いサービス提供のための人材育成
 - ・効果的・効率的経営で安定した事業所の確立
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
 - ・安心して自立した日常生活を送るための，効果的で効率的な支援の提供
- (10) 三原市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に関すること
 - ・福祉・介護現場の実態調査分析

- ・福祉・介護サービス事業の理解に向けたイベントや人材確保イベントの開催
- (11) シルバーハウジングの入居者への生活支援

5. 地域福祉活動計画の策定（平成31年度から平成35年度）

平成26年度から平成30年度の5ヶ年計画で策定しました第3次地域福祉活動計画も、今年度が5年目を迎えます。今年度、三原市地域福祉計画との整合性をもたせるため、市の計画見直しと連携し、また、制度改革の動向などを踏まえ、第4次地域福祉活動計画の策定を行います。

- ①地域福祉活動計画策定に向けての社協職員によるプロジェクトチームの編成
- ②策定スケジュール等の計画
- ③三原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ④住民自治組織，地域住民や当事者のニーズ把握

6. 法人運営に関すること

地域福祉を的確に推進のために、健全な財政基盤の確立と人材育成に努めます。

- (1) 事業運営の透明性の向上と情報発信
- (2) 財務規律の強化
 - ・より適正な資金管理と積立金の有効な運用
- (3) 役員・評議員研修及び職員研修による資質の向上
 - ・コミュニティーワーク・相談支援等を担う職員研修の充実
 - ・災害ボランティアセンター運営にかかる職員研修の実施
- (4) 社協会員の加入促進（自主財源の確保）
- (5) 三原市との連携・協働体制の強化